

# 労働者の方へ臨時生活安定資金・福利厚生資金貸付のお知らせ

町では、労働者の方に、臨時生活安定資金・福利厚生資金の貸付を行っています。不時の出費や教育資金、生活資金にご活用ください。

## 【臨時生活安定資金】

貸付目的	対象者
①町内に居住する季節労働者を対象とし、病気や災害、その他日常生活の不時の出費のための一時金の貸付	①雇用保険法短期雇用特例被保険適用者及び適用予定者でありかつ被扶養者を有する世帯主とし、本人または、被扶養者が現に町内に居住し、転出の予定がない方
②企業倒産等により生活不安定となった方への一時金の貸付	②上記以外の労働者で、雇用保険法適用者及び適用予定の一般被保険者でありかつ被扶養者を有する世帯主とし、本人または、被扶養者が現に町内に居住し、転出の予定がない方
貸付額 受付期間 貸付利息 償還方法 保証人	1人1件に限り <b>5万円以上20万円以内</b> 年間を通じ随時 <b>年利3.00%以内</b> （平成27年4月1日現在） 20か月以内（据置期間あり） 原則として2人 なお、事業主が保証人の場合は1人でも可（ただし小樽市、北後志管内の事業所に勤務されている方で、取扱金融機関（北海信用金庫本店）が認めた場合）
申込受付場所 貸付決定 詳細・問合せ	商工観光課 商工労政グループ 町及び取扱金融機関において資格要件、貸付の可否について審査を行い決定 商工観光課 商工労政グループ ☎ 21-2125

## 【福利厚生資金】

貸付目的	対象者
町内に居住する労働者の家庭経済負担の緩和を図るため、教育資金、生活資金の貸付	町内に1年以上住所を有する労働者で、町税を完納し、同一事業所に1年以上勤務し、今後も引き続き勤務する方で、前年の年収が150万円以上で、取扱金融機関の貸付条件に該当する方
貸付額 受付期間 貸付利息	1人1件に限り <b>50万円以内</b> 年間を通じて随時 教育資金 <b>年利2.39%</b> （平成27年4月1日現在。別途保証料が必要） 生活資金 <b>年利2.81%</b> （同上）
償還方法 申込受付場所 貸付決定 詳細・問合せ	5年以内、元利均等月賦償還（半年賦償還併用可） 取扱金融機関（北海道労働金庫 小樽支店） 取扱金融機関において貸付の可否について審査を行い決定 商工観光課 商工労政グループ ☎ 21-2125

## 日本政策金融公庫より「国の教育ローン」のお知らせ

日本政策金融公庫国民生活事業では、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校、大学等に入学・在学するお子様をお持ちのご家庭を対象に全額政府出資の教育貸し付けをしています。

ご利用いただける方の世帯の年間収入（所得）に上限がありますので、詳細については下記までお問合せください。

- ◆**融資限度額** 学生・生徒お1人につき350万円以内  
※外国の短大・大学・大学院に1年以上在籍する資金として利用する場合は450万円（海外留学資金以外のご融資金を含みます）
- ◆**使いみち** 学校納付金（入学金、授業料など）、受験費用、入在学のための住居費用（敷金、家賃など）、教科書代、パソコン購入費、通学費用、学生の国民年金保険料など
- ◆**返済** ①金利 年2.05%（固定金利・保証料別）（平成27年12月9日現在）  
※金利は金融情勢によって変動しますので、借入時の金利が異なる場合があります。  
②返済期間 15年以内  
③返済方法 元利均等返済（元金と利息を合わせた毎月一定の返済）  
※在学期間中は、元金を据え置き、利息だけの返済も可能です。
- ◆**申込み** 随時、受付しています。

### ◆相談・問合せ

①教育ローンコールセンター（ナビダイヤル） ☎0570-008656

受付時間 月～金 午前9時～午後9時  
土曜日 午前9時～午後5時

②ホームページアドレス <http://www.jfc.go.jp>